

仕 様 書

1. 業務名称 悪臭及びばい煙測定業務委託

2. 委託場所

【悪臭測定業務】

久留米市津福本町 2241 中央浄化センター地内
 久留米市安武町住吉 1900 南部浄化センター地内
 久留米市田主丸町益生田 1101-6 田主丸浄化センター地内

【ばい煙測定業務】

久留米市津福本町 2241 中央浄化センター地内
 久留米市安武町住吉 1900 南部浄化センター地内

3. 委託期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

【悪臭測定業務】

中央浄化センター、南部浄化センター及び田主丸浄化センターにおける悪臭測定業務を悪臭防止法施行規則第5条に基づき行う。

試料採取は、事業場の敷地の境界線上で行うこと。また、当日の風向きに応じて、監督職員の指定する地点で行うこと。

測定項目	定量下限値(ppm)	測定箇所	測定回数
気象条件	-	3ヶ所 (中央浄化センター・ 南部浄化センター・田 主丸浄化センターの各 1ヶ所)	1回
アンモニア	0.1		1回
硫化水素	0.002		1回
メチルメルカプタン	0.0002		1回
硫化メチル	0.001		1回
二硫化メチル	0.0009		1回
ノルマル酪酸	0.0001	1ヶ所 (中央浄化センター)	1回
ノルマル吉草酸	0.00009		1回
イソ吉草酸	0.0001		1回

【ばい煙測定業務】

中央浄化センター及び南部浄化センター内の消化槽加温ボイラーにおけるばい煙測定業務を、大気汚染防止法施行規則第15条に基づき行う。

測定項目	定量下限値	測定回数	
		中央浄化センター	南部浄化センター
ばいじん濃度	0.001 (g/m ³ N)	2回×1台	1回×1台
窒素酸化物濃度	10 (volppm)	2回×1台	1回×1台
硫黄酸化物	5 (volppm)	2回×1台	1回×1台

・測定対象ボイラーの仕様

	中央浄化センター	南部浄化センター
ばい煙発生施設の種類	ガス専焼ボイラー	ガス専焼ボイラー
燃料種類	消化ガス	消化ガス

5. 実施時期

【悪臭測定業務】

検体採取時期は9月30日までとし、日程については監督職員と協議により決定する。

【ばい煙測定業務】

実施日程については監督職員と協議により決定する。

6. 再委託について

受注者は業務の全部又は一部を一括して第三者に委任してはならない。ただし、分析に係る機材の故障等やむを得ない理由により、業務の履行が困難になった場合等であって、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

7. 報告書（計量証明書）の作成および提出

検査結果の報告書（計量証明書）は検査方法、定量下限値の数値等を記載し、検査後すみやかに検査対象の浄化センターに1部提出するものとする。また、報告書には測定時の写真及び測定位置図を添付すること。

ただし、田主丸浄化センターの報告書については、田主丸浄化センター及び中央浄化センターに1部ずつ（計2部）送付すること。

8. 検査結果の確認等

発注者は報告書を受領した日から10日以内に検査を実施し、異常値等がある場合には、受託者に検査結果に関する資料の提出や再検査を求める場合がある。

また、検査体制（機器類等）の確認を行う場合がある。

9. 委託料の支払い

8. の検査結果の確認の完了後、受託者は発注者に対し業務委託料の支払いを請求することができる。発注者は、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

10. 暴力団排除に関する事項

受託者は、業務の実施にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務履行の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

11. 障害者差別の禁止に関する事項

受託者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

12. 安全対策について

- (1) 施設内で検体の採取を行う際には、ヘルメット・保護手袋を着用すること。また、必要に応じて、安全帯等の保護具を着用すること。
- (2) 業務履行にあたり安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ速やかに監督職員に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。

13. その他

- (1) 採取・分析に係る全ての機材器具、薬品等については、受託者にて準備すること。
- (2) 試料採取は、監督職員立会いのもと、行うものとする。

- (3) 業務の実施にあたり知り得ることのできる秘密事項を一切漏らさないこと。また、契約の終了後においても同様とする。
- (4) 業務を遂行するにあたって、労働基準法、その他関係諸法令を順守すること。
- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合又は記載なきことは、両者協議のうえ決定するものとする。

令和 6 年度 施中委		設 計		精 算	
委託費					
委託名 悪臭及びばい煙測定業務委託					
委託場所 久留米市津福本町 中央浄化センター 外					
履行期間 契約締結日の翌日から 令和7年3月31日まで					
委託の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭測定業務(中央・南部・田主丸) ・ばい煙測定業務(中央・南部) ・報告書(計量証明書)の提出 					

委託設計書

業務委託費内訳書

費目	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
業務委託費									
	悪臭測定	分析	中央浄化センター		1	式			明細①
		分析	南部浄化センター		1	式			明細②
		分析	田主丸浄化センター		1	式			明細③
	煤煙測定	分析	中央浄化センター		1	式			明細④
		分析	南部浄化センター		1	式			明細⑤
		採取	直接人件費		1	式			明細⑥
			直接経費		1	式			明細⑦
			諸経費		1	式			明細⑧
			小計						
			合計(委託価格)						千円未満切捨て
			消費税相当額						10%
			請負委託費						

費目	名称	内 訳			数量	単位	単価	金額	摘要
		品種	規格						
業務委託費	明細① 悪臭測定(中央浄化センター)	アンモニア			1	検体			
		硫化水素			1	検体			
		メチルメルカプタン			1	検体			
		硫化メチル			1	検体			
		二硫化メチル			1	検体			
		ノルマル酪酸			1	検体			
		ノルマル吉草酸			1	検体			
		イソ吉草酸			1	検体			
		気象条件			1	検体			
									計
明細② 悪臭測定(南部浄化センター)	アンモニア			1	検体				
	硫化水素			1	検体				
	メチルメルカプタン			1	検体				
	硫化メチル			1	検体				
	二硫化メチル			1	検体				
	気象条件			1	検体				
							計		
明細③ 悪臭測定(田主丸浄化センター)	アンモニア			1	検体				
	硫化水素			1	検体				
	メチルメルカプタン			1	検体				
	硫化メチル			1	検体				
	二硫化メチル			1	検体				
	気象条件			1	検体				
							計		
明細④ ばい煙測定(中央浄化センター)	ばいじん濃度			2	検体				
	窒素酸化物濃度			2	検体				
	硫黄酸化物濃度			2	検体				
							計		
明細⑤ ばい煙測定(南部浄化センター)	ばいじん濃度			1	検体				
	窒素酸化物濃度			1	検体				
	硫黄酸化物濃度			1	検体				
							計		
明細⑥ 直接人件費	測量技師	悪臭測定計画・報告書作成			人日				
	測量技師補	悪臭測定 試料採取			人日				
	測量助手	悪臭測定 試料採取			人日				
	測量技師	ばい煙測定計画・報告書作成			人日				
	測量技師補	ばい煙測定 試料採取			人日				
	測量助手	ばい煙測定 試料採取			人日				
							計		
明細⑦ 直接経費	車両経費	燃料費			台時				
		運転時間当たり損料			台時				
		供用1日当たり損料			台日				
							計		
	(明細⑥+⑦ 直接測量費)						計		
明細⑧ 諸経費	諸経費								
								計	